

2022年

10月17日
より利用可能

令和4年度 被扶養者資格調査（検認）を実施します

スマホやPCから
簡単入力！
添付書類もWEBで提出！



システム誘導でミス、
漏れなく提出！

健康保険法施行規則第50条『健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる』に基づき、被扶養者の資格確認を実施致します。

対象者は、令和4年4月1日現在、18歳以上の被扶養者です。（但し、令和3年10月1日以降の認定者は除く）

また、当年度よりインターネット環境で利用できる「被扶養者資格調査システム」を導入しました。別添のマニュアルをよくお読みいただき、令和4年11月18日までに回答・資料提出いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

ご利用にあたり、まずは下記の手順で初回登録をお願いいたします。

提出期限は【令和4年11月18日（金）厳守】です。

期日までに提出されなかった場合は、被扶養者資格を喪失する場合がございます。予めご了承ください。

1 iBssポータルサイトにアクセスしログインします。【<https://ibss.jp/portal/signup.ibss>】

保険者指定コードに【yanmar】と入力し、保険証に記載されている記号・番号・生年月日・氏名（カナ）を入力してください。お手元に保険証をご用意ください。

保険証



スマートフォンからでも！

Safari11以上、Chrome最新版

※印刷等、一部ご利用いただけない機能がございます



当組合HPからもサイトへのアクセスが可能です。詳しくは ▶ [【https://www.yanmar-kenpo.or.jp/】](https://www.yanmar-kenpo.or.jp/)

2 ご自身のIDとパスワードを作成します。

ご自身でIDとパスワードを作成し、メールアドレスを入力してください。
登録したアドレス宛に届く認証コードを入力すれば初回登録完了です。

＜メールが届かない場合、以下の原因が考えられます。＞

①入力したメールアドレスが間違っている。

②迷惑メールのフィルタでブロックされている。

⇒「yanmar_kennin@ibss.jp」からメールが届きますので、受信設定を変更してください。

③（会社PCの場合）外部メールの受信ができないように設定されている。

⇒外部受信の設定を変更いただくか、別のメールアドレスを登録してください。

④迷惑メールフォルダに届いている可能性がある。

⇒フォルダ内の確認をお願いします。

3 ログイン後、調査票の作成と、必要書類のアップロードを行います。



ガイドに従って調査票に
入力



表示された必要書類を取得し、
画像をアップロード



提出完了！不備がある場合は、健保より連絡が
あります。

■お問い合わせ先■ ※本確認調査は日本システム技術株式会社へ委託しております。

＜システムの操作方法、調査内容について＞

専用コールセンター TEL：050-5443-6272（平日10時から17時、土日祝日を除く）

MAIL：yanmar_kennin@ibss.jp（24時間受付可・当組合専用）

＜その他＞

ヤンマー健康保険組合 ☎06-6376-6279（平日9時から17時40分）